

平成 26 年度決算
坂祝町の財務書類 報告書
(総務省方式改訂モデル)

平成 27 年 11 月
坂祝町

目 次

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 新地方公会計制度導入の意義2 財務書類の概要<ul style="list-style-type: none">1) 貸借対照表2) 行政コスト計算書3) 純資産変動計算書4) 資金収支計算書3 財務書類 4 表の関係4 財務書類（普通会計）の状況<ul style="list-style-type: none">1) 貸借対照表の状況<ul style="list-style-type: none">① 資産② 負債2) 行政コスト計算書の状況<ul style="list-style-type: none">① 行政コストと収益項目② 性質別行政コスト③ 目的別行政コスト3) 純資産変動計算書の状況4) 資金収支計算書の状況5 財務書類（普通会計）の分析<ul style="list-style-type: none">① 資産形成度② 世代間公平性③ 効率性④ 弾力性⑤ 自立性 <p>(参 考 各財務書類の構成)</p> | <ul style="list-style-type: none">6 連結財務書類 4 表<ul style="list-style-type: none">1) 連結の範囲（連結財務書類を構成する会計・団体・法人）2) 平成 26 年度における坂祝町の連結対象3) 普通会計と連結との主な相違点<ul style="list-style-type: none">① 資金収支計算書の資金の範囲② 投資及び出資金4) 連結財務書類の分析（年度間の比較）<ul style="list-style-type: none">① 住民一人当たり指標② 性質別行政コスト 構成比③ 目的別行政コスト 構成比④ 比率分析5) 連結財務書類の分析（普通会計との比較）<ul style="list-style-type: none">① 住民一人当たり指標② 性質別行政コスト 構成比③ 目的別行政コスト 構成比④ 比率分析7 総括<ul style="list-style-type: none">1) 総合的所見2) 売却可能資産3) 長期延滞債権、未収金、回収不能見込額 |
|--|---|

報告書に記載している金額や比率については、原則として表示単位未満を切り捨てて表示しております。なお、合計が100%になる比率については端数調整を行っております。また、各比較表における「差」の値は、表の各値の単純差引により計算しております。

1 新地方公会計制度導入の意義

公会計制度改革は、「発生主義・複式簿記」の考え方を導入することで、ストック（保有）やコスト（資源の消費）情報の取得を可能にし「自治体の資産・債務改革などに資するツールの整備」を目指すものです。さらに、会計の範囲として普通会計のみならず、特別会計、地方三公社、一部事務組合、第三セクターなども含めた「連結ベース」で管理するものです。

これにより、今までの自治体の会計では得られなかった、「連結ベース」でのストックやコスト情報の取得を可能にし、適正な「資産・債務管理」を目指すものです。

したがって、財務書類 4 表を作成すること自体が目標ではなく、この統一されたツールを使って各自治体が創意工夫した経営を行うことが必要です。そして、この財務書類 4 表を住民に対して開示することにより、透明性の向上や説明責任が履行されるとともに、資産・債務の適切な管理を行うことが可能となります。

2 財務書類の概要

1) 貸借対照表

今までに整備してきた道路、公園、学校など、坂祝町の保有する財産の状況や地方債の現在高などの財政情報をよりわかりやすく提供するため、年度末時点において保有する資産の状況や、将来において負担することとなっている負債の状況を、ストック情報として総括的に表す財務書類です。

2) 行政コスト計算書

地方公共団体の行政活動は、将来の世代も利用できる資産の形成だけではなく、人的サービスや給付サービスなどの行政サービスが大きな比重を占めています。行政コスト計算書は、1年間に実施された行政活動の状況をコストという側面から把握するものといえます。

行政サービスに要したコストを収入と対照表示するための一覧表で、行政コストの内容自体の分析を行うことを目的として、行政全般の活動状況をわかりやすく説明する財務書類です。

3) 純資産変動計算書

行政コスト計算書では、その目的がコスト計算であることから、民間企業の損益計算書の売上高にあたる部分には手数料や利用料などしか反映されていません。そこで、税金等の財源を純資産変動計算書に財源の増加として収容し、純資産の部の計算に含めています。

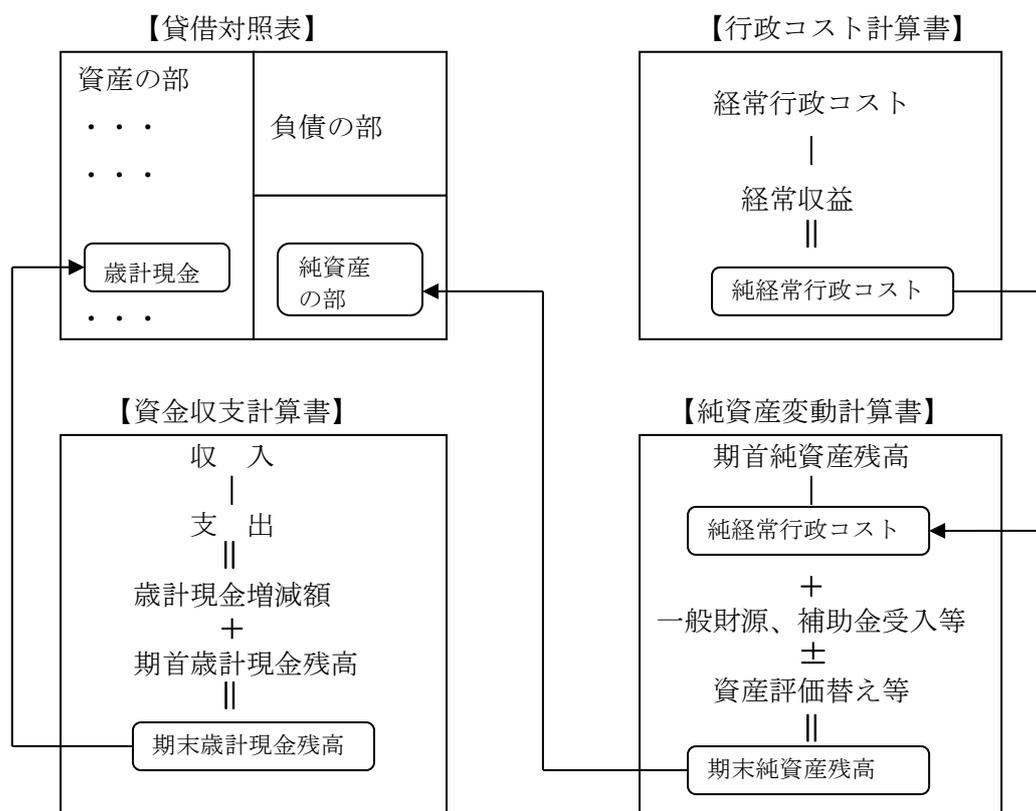
貸借対照表の「純資産の部」に関して、その各項目の期首（年度当初）からの変動履歴を表す財務書類です。

4) 資金収支計算書

資金収支計算書では、歳出をその性質に応じて大きく経常的支出、公共資産整備支出及び投資・財務的支出の3つに区分し、それに対応する財源を収入として対応表示します。これにより、公共資産整備収支や投資・財務的収支の状況がどのようになっているのか、また、この2つの収支以外の部分として把握される経常的収支がどのような状況になっているのかを示して、資金の流れを表す財務書類です。

3 財務書類4表の関係

財務書類4表の相互の関係は次のとおりです。



貸借対照表の「純資産の部」の変動状況を表したものが、純資産変動計算書です。純資産変動計算書における純資産の変動要因の主なものが「純経常行政コスト」と「一般財源、補助金受入等」ですが、そのうち「純経常行政コスト」の明細を示すものが行政コスト計算書となります。

資金収支計算書は、歳計現金の動きを表す計算書ですので、「期末歳計現金残高」は、貸借対照表の「歳計現金」と一致します。

4 財務書類（普通会計）の状況

1) 貸借対照表の状況

① 資産

平成26年度では総資産は177.6億円であり、住民（H27年3月31日現在 8,288人）一人当たり約214万円になります。その大部分は道路、公園などの社会資本を中心とした有形固定資産143.6億円（住民一人当たり約173万円）であり、その他の資産では、投資等と流動資産に区分されている基金等の合計が27.8億円、歳計現金が1.7億円等となっています。

総資産は前年に比べ約4.5億円減少しています。主な増減内容は、公共資産の5.2億円の減少や、退職手当組合積立金の1.0億円の増加などです。

<住民一人当たり指標>

経年比較

(単位：万円)

	平成26年度	平成25年度	差
総資産	214	216	△ 2
有形固定資産	173	176	△ 3

近隣自治体との比較

(単位：万円)

	坂祝町(H26)	富加町(H26)	差
総資産	214	234	△ 20
有形固定資産	173	197	△ 24

* 富加町は、決算統計による算出数値（以下同じ）

② 負債

負債の総額は31.4億円で、住民一人当たり約37万円になります。そのうち、地方債現在高は、固定負債の地方債と流動負債の翌年度償還予定額を合わせて25.5億円（住民一人当たり約30万円）となっています。退職手当引当金は、平成26年度末に退職した職員を除く平成26年度末現在普通会計に属する職員全員が普通退職したと想定した場合の必要額で、5.4億円になります。

負債総額は前年に比べ約0.7億円減少しています。主な増減内容は、地方債（翌年度償還予定地方債を含む）の0.7億円の減少などです。

<住民一人当たり指標 >

経年比較

(単位：万円)

	平成26年度	平成25年度	差
負債総額	37	38	△ 1
地方債	30	31	△ 1

近隣自治体との比較

(単位：万円)

	坂祝町(H26)	富加町(H26)	差
負債総額	37	52	△ 15
地方債	30	44	△ 14

2) 行政コスト計算書の状況

① 行政コストと収益項目

坂祝町の平成26年度の経常行政コストは28.0億円です。平成26年度は前年度と比較し0.3億円減少していますが、その主な要因は人件費等の「人にかかるコスト」が0.2億円減少したことなどです。

経常収益に関しては、0.7億円であり、前年度とほとんど変動がありません。従いまして、純経常行政コストも前年度と比較し0.2億円の減少となっています。

② 性質別行政コスト

性質別の行政コストの構成比率については次のとおりです。その中でウエイトの大きい「物にかかるコスト」については、6百万円の微増であり、構成比率もほとんど変動がありませんでした。そして、「物にかかるコスト」の中では物件費と減価償却費がそれぞれ55.5%と43.9%を占めています。また、「移転支出的なコスト」も6百万円の微増であり、構成比率もほとんど変動がありませんでした。

※移転支出的なコスト…他の主体に移転して効果が発生するコスト

扶助費、補助費等、繰出金、普通建設事業費（他団体等への補助金等）

経年比較

(単位：%)

構成比	平成26年度	平成25年度	差
人にかかるコスト	18.3	19.0	△ 0.7
物にかかるコスト	39.4	38.8	0.6
移転支出的なコスト	41.0	40.3	0.7
その他のコスト	1.3	1.9	△ 0.6

近隣自治体との比較

(単位：%)

構成比	坂祝町(H26)	富加町(H26)	差
人にかかるコスト	18.3	20.3	△ 2.0
物にかかるコスト	39.4	35.1	4.3
移転支出的なコスト	41.0	43.2	△ 2.2
その他のコスト	1.3	1.4	△ 0.1

③ 目的別行政コスト

目的別の行政コストについては、ウエイトの大きい順に「福祉」が8.9億円（31.7%）、「教育」が6.0億円（21.4%）、「総務」が4.1億円（14.6%）、「生活インフラ・国土保全」が3.5億円（12.7%）などとなっています。

目的別行政コストに対する経常収益の割合は、「環境衛生」で4.8%、「福祉」で3.9%、「教育」で2.3%、「総務」で1.6%であり、それ以外は1.0%以下となっています。

<主要目的別コストの構成比率>

経年比較

(単位：%)

構成比	平成26年度	平成25年度	差
生活インフラ・国土保全	12.7	10.2	2.5
教育	21.4	26.2	△ 4.8
福祉	31.7	29.6	2.1
環境衛生	7.2	7.3	△ 0.1
産業振興	2.7	2.6	0.1
消防	6.8	6.4	0.4
総務	14.6	14.1	0.5
議会	1.6	1.7	△ 0.1
その他	1.3	1.9	△ 0.6

近隣自治体との比較

(単位：%)

構成比	坂祝町(H26)	富加町(H26)	差
生活インフラ・国土保全	12.7	14.4	△ 1.7
教育	21.4	15.0	6.4
福祉	31.7	27.7	4.0
環境衛生	7.2	6.9	0.3
産業振興	2.7	10.8	△ 8.1
消防	6.8	5.4	1.4
総務	14.6	16.6	△ 2.0
議会	1.6	1.8	△ 0.2
その他	1.3	1.4	△ 0.1

3) 純資産変動計算書の状況

純経常行政コスト27.3億円に対し、一般財源及び補助金等受入の合計が25.5億円であり、1.7億円のコスト超過となっています。また、「資産評価替えによる変動額」がマイナスで2.6億円計上され、その結果、期末純資産残高は146.1億円となっています。

4) 資金収支計算書の状況

平成26年度の経常的な活動による資金収支では、5.4億円のプラスとなりました。一方、公共資産整備活動による資金収支は1.3億円のマイナスとなり、また投資・財務活動による資金収支においても3.3億円のマイナスとなった結果、全体の資金収支（当該年度歳計現金増減額）は0.7億円のプラスとなっています。その結果、期末歳計現金残高が1.7億円となっています。

なお、前年度との比較で著増減のあった項目として、収入では基金取崩額（経常的収支の部）が4.8億円減少し、支出では基金積立額が5.8億円減少しました。

また、平成25年度においては基礎的財政収支（プライマリーバランス）がマイナスでしたが、平成26年度においては0.8億円のプラスになっています。

基礎的財政収支は、公債費等以外の歳出が公債発行等以外の歳入で賄えるかどうかを数値であらわすものです。本来の意味では将来の世代に負担を先送りすることがないように収支均衡が望ましいものです。プラスということは、公債発行等に頼らずにその年の住民税などで必要な支出がまかなえている状態を意味します。逆に、マイナスということは、公債発行等しないと支出をまかなえないことを意味します。

5 財務書類（普通会計）の分析

① 資産形成度

「資産形成度」とは「将来世代に残る資産はどれくらいあるのか」といった住民の関心に基づく分析の視点です。

○ 歳入額対資産比率

当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するのかを表し、自治体の資産形成度合いを測ることができます。

値が1.0年分大きくなっていますが、この理由は、前年度に比べて平成26年度の資産合計が4.5億円減少した一方で、歳入総額が7.1億円減少したためです。

計算式：
$$\frac{\text{資産合計}}{\text{歳入総額}} \div \frac{\text{資産合計}}{\text{歳入総額}}$$
 資産合計 ÷ 歳入総額
歳入総額…資金収支計算書の各部の「収入合計」の総額と期首歳計現金残高の合計

※ 値が大きくなることは将来世代に残る資産が増加していることを意味します。

経年比較 (単位：年分)

	平成26年度	平成25年度	差
歳入額対資産比率	5.8	4.8	1.0

近隣自治体との比較 (単位：年分)

	坂祝町(H26)	富加町(H26)	差
歳入額対資産比率	5.8	4.8	1.0

○ 資産老朽化比率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

平成26年度は前年度に比べて老朽化が2.0%進行しています。施設の統廃合などの計画的な対応が必要です。

計算式： 減価償却累計額 / (有形固定資産－土地＋減価償却累計額)

※ 値が大きくなることは資産の老朽化が進んでいることを意味します。

経年比較 (単位：%)

	平成26年度	平成25年度	差
資産老朽化比率	61.5	59.5	2.0

近隣自治体との比較 (単位：%)

	坂祝町(H26)	富加町(H26)	差
資産老朽化比率	61.5	49.2	12.3

② 世代間公平性

「世代間公平性」とは「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」といった住民の関心に基づく分析の視点です。

○ 純資産比率

民間企業の財務分析において、財務の安全性を測る指標として用いられる自己資本比率に相当するものです。資産合計に対する、将来の返済や支出を伴わない純資産の占める割合ですから、高いほど財政が健全といえます。また、純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動されたことを意味します。

平成26年度は前年度と比べてほとんど変動がありませんでした。

〔計算式〕： 純資産合計 ÷ 資産合計

※ 値が大きくなることは将来世代の負担の分担が減少したことを意味します。

経年比較 (単位：%)			
	平成26年度	平成25年度	差
純資産比率	82.2	82.3	△ 0.1
近隣自治体との比較 (単位：%)			
	坂祝町(H26)	富加町(H26)	差
純資産比率	82.2	77.5	4.7

③ 効率性

「効率性」とは「行政サービスは効率的に提供されているのか」といった住民の関心に基づく分析の視点です。

○ 行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産に対する比率をみることで、どれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているのか（資産が効率的に活用されているのか）を分析することができます。

平成26年度の値が前年に比べて若干高くなっていますが、これは公共資産が減価償却（4.8億円計上）により減少したことなどによるものです。

〔計算式〕： 経常行政コスト ÷ 公共資産

※ 値が大きくなることは公共資産の活用度合いが上昇したことを意味します。

経年比較 (単位：%)			
	平成26年度	平成25年度	差
行政コスト対公共資産比率	19.4	18.9	0.5
近隣自治体との比較 (単位：%)			
	坂祝町(H26)	富加町(H26)	差
行政コスト対公共資産比率	19.4	21.3	△ 1.9

④ 弾力性

「弾力性」とは「資産形成を行う余裕はどのくらいあるのか」といった住民の関心に基づく分析の視点です。

○ 行政コスト対税収等比率

税収などの一般財源等に対する純経常行政コストの比率をみることによって、当該年度の税収等のうち、どれだけが資産形成の伴わない純経常行政コストに消費されたのかが分かります。

この値が 100%を上回る場合は純経常行政コストを税収等で賄いきれていないことを表しますが、平成 26 年度は 106.8%へ若干低下しているものの、依然として 100%を超えている状況です。

なお、平成 26 年度の値が小さくなった主な理由は、純経常行政コストが 0.2 億円減少したことと税収等が 0.1 億円増加したためです。

計算式： 純経常行政コスト ÷ 税収等
税収等…純資産変動計算書の「一般財源」と「補助金等受入」
の合計

※ 値が大きくなることは資産形成に対する余裕が小さくなることを意味します。

経年比較

(単位：%)

	平成26年度	平成25年度	差
行政コスト対税収等比率	106.8	108.7	△ 1.9

近隣自治体との比較

(単位：%)

	坂祝町(H26)	富加町(H26)	差
行政コスト対税収等比率	106.8	104.8	2.0

⑤ 自立性

「自立性」とは「受益者負担の水準はどうなっているのか」といった住民の関心に基づく分析の視点です。

○ 受益者負担比率

行政コスト計算書の「経常収益」は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額であるので、これを「経常行政コスト」と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。これにより、自治体の受益者負担の特徴を把握することができます。

平成26年度は前年度と比較してほとんど変動がありませんでした。

計算式： 経常収益合計 ÷ 経常行政コスト

※ 値が大きくなることは受益者負担が増したことを意味します。

経年比較 (単位：%)

	平成26年度	平成25年度	差
受益者負担比率	2.6	2.6	0.0

近隣自治体との比較 (単位：%)

	坂祝町(H26)	富加町(H26)	差
受益者負担比率	2.6	4.1	△ 1.5

(参考 各財務書類の構成)

貸借対照表の構成

(1) 資産の部
①有形固定資産 ・ 公正価値評価実施後の固定資産台帳データの金額を集計 ・ 減価償却は、定額法により取得の翌年度から行い、残存価格をゼロとする（土地については減価償却を行わない）
②売却可能資産 ・ 売却可能資産は、現に公用もしくは公共の用に供されていない公共資産 ・ 売却可能価額で評価し、減価償却を行わない
③投資及び出資金 ・ 市場価格の無い出資金等については、実質価格を算出し、それが取得価格に比べ、30%以上低下した場合には、その実質価格により算出した金額により計上
④貸付金、基金 ・ 貸付金及び基金の現在高
⑤長期延滞債権、回収不能見込額 ・ 収入未済額のうち、前年度以前に発生した債権について「長期延滞債権」に計上 ・ 「長期延滞債権」及び「貸付金」のうち、将来回収不能となると見込まれるものを「回収不能見込額」に計上
⑥現金預金 ・ 流動性の高い基金である「財政調整基金」及び「減債基金」、形式収支に相当する「歳計現金」を計上
⑦未収金 ・ 収入未済額のうち、当年度に発生した債権について計上する、そのうち、将来回収不能となると見込まれるものを、「回収不能見込額」に計上

(2) 負債の部

①固定負債

○地方債

- ・年度末における地方債残高から、流動負債に計上する「翌年度償還予定額」を控除した額

○長期未払金

- ・年度末までに物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われているものに関する、翌々年度以降の支出予定額

○退職手当引当金

- ・年度末に職員全員が普通退職したと想定し、その退職手当の要支給額を計上

②流動負債

○翌年度償還予定地方債

- ・年度末における地方債残高のうち、翌年度償還予定額を計上

○未払金

- ・年度末までに物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われているものに関する、翌年度の支出予定額

○賞与引当金

- ・翌年度の6月に支払う予定の期末・勤勉手当のうち、当年度負担相当額を計上

(3) 純資産の部

①公共資産等整備国県補助金等

- ・公共資産及び投資等を取得する際に財源として国及び県から受けた補助金等（減価償却相当分を除いた分）の額

②公共資産等整備一般財源等

- ・公共資産及び投資等に対して投入された財源のうち、地方債や国県補助金等を除いた額

③その他一般財源等

- ・「純資産」のうち、上記①・②及び次の④「資産評価差額」を除いたものを計上

④資産評価差額

- ・「売却可能資産」の新規計上、資産の評価替、寄附等による資産の無償取得などにより、「純資産」を増減させる場合のその増減額

行政コスト計算書の構成

計上項目		内容
経常行政コスト	人件費	給与費等から退職手当や前年度賞与引当金計上額を除いた金額
	退職手当引当金繰入等	退職手当組合負担金及び当該年度に引当金として新たに繰り入れた額(退職手当組合積立金の増減を考慮)
	賞与引当金繰入額	当該年度の貸借対照表に計上した賞与引当金の額
	物件費	旅費、光熱水費、委託料、備品購入費などの経費
	維持補修費	施設などの維持修繕に要する経費
	減価償却費	有形固定資産の経年劣化等に伴い、価値が減少したと認められる金額
	社会保障給付	障がい者や高齢者に対する援護措置、児童手当等の給付、生活保護などに要する経費
	補助金等	各種団体に対する負担金や補助金など
	他会計等への支出額	特別会計など他会計に対する繰出金など
	他団体への公共資産整備補助金等	投資的経費のうち、他団体等への補助金など(町の所有とならない資産が形成される場合)
	支払利息	地方債及び一時借入金の利子支払額
	回収不能見込計上額	町税や使用料などのうち、回収不能見込額として新たに貸借対照表に計上した金額及び当該年度の不納欠損額
その他行政コスト	上記以外の行政コストのほか、長期未払金及び未払金として新たに貸借対照表に計上した金額(社会資本形成に係るものを除く)	
経常収益	使用料・手数料 分担金・負担金 ・寄附金	当該年度の収入額と、長期延滞債権及び未収金として新たに貸借対照表に計上した金額

純資産変動計算書の構成

計上項目		内 容
純経常行政コスト		行政コスト計算書における純経常行政コスト
一般財源	地方税	町税の当該年度収入額 + 長期延滞債権及び未収金として新たに貸借対照表に計上した額
	地方交付税	地方交付税の当該年度収入額
	その他行政コスト 充当財源	地方譲与税、各種交付金、財産収入、繰入金、諸収入の当該年度収入額+長期延滞債権及び未収金として新たに貸借対照表に計上した額
補助金等受入		国庫支出金及び県支出金
臨時損益	投資損失など	投資及び出資金の時価又は実質価格が取得価格（決算書における残高）に比べ30%以上下落した場合の当該下落額など
科目振替	公共資産整備への 財源投入	貸借対照表の公共資産を整備するために投じられた財源（充当された国・県支出金及び地方債の額を除く）の変動
	貸付金・出資金等への 財源投入	投資及び出資金の取得、貸付金の貸付、基金の積立等に投じられた財源の変動
	貸付金・出資金等の 回収等による財源増	投資及び出資金の処分、貸付金の回収、基金の取崩し等による財源の変動
	減価償却による 財源増	減価償却により、公共資産等整備にかかる財源から、その他一般財源へ振り替わった額
	地方債償還に伴う 財源振替	地方債元金償還額に負担した一般財源を、その他一般財源から公共資産等整備一般財源等へ振り替えた額
資産評価替えによる 変動額		資産の評価替を行った際の差額や、売却可能資産に新規・追加計上した額、市場価格のある出資金の時価評価による差額など

資金収支計算書の構成

(1) 経常的収支の部
<ul style="list-style-type: none">・ 経常的に行われる行政活動から発生する資金収支を計上する・ 具体的には、町税、使用料、手数料などの収入と、人件費、物件費、社会保障給付、支払利息、建物等の維持管理費などの支出を計上する・ 財政指標の一つである「経常収支比率」の考え方と同様で、「経常的収支の部」の黒字額が小さい場合には財政構造が硬直化していることになる
(2) 公共資産整備収支の部
<ul style="list-style-type: none">・ 支出には、自団体に整備する公共資産整備支出、他団体に補助金を支出して公共資産を整備する公共資産整備補助金等支出、他会計への繰出金や出資金等のうち建設費に充てられたものを計上・ 収入には、その財源となる国県補助金、地方債発行額などを計上・ 「公共資産整備収支の部」の不足額は、「経常的収支の部」の黒字額の範囲内に抑えることが望ましい
(3) 投資・財務的収支の部
<ul style="list-style-type: none">・ 支出には、貸付金、基金積立額、他団体等に対する出資、地方債の元金償還額、他会計の繰出金や出資金等のうち地方債の元金償還に充てられたものなどを計上・ 収入には、貸付金の返還金や公共資産の売却収入のほかに、上記支出の財源となった地方債発行額などを計上

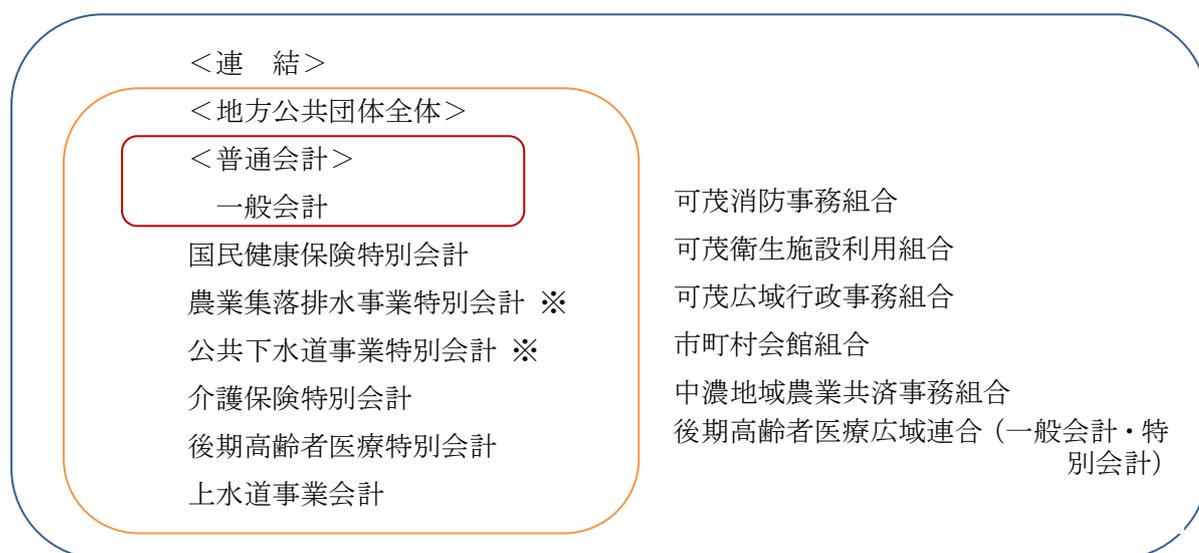
6 連結財務書類 4 表

1) 連結の範囲（連結財務書類を構成する会計・団体・法人）

連結の範囲は、自治体の普通会計及び公営事業会計、自治体が設立した地方三公社、自治体が加入している一部事務組合・広域連合、自治体が出資・出捐している第三セクター等となります。

2) 平成 26 年度における坂祝町の連結対象

坂祝町の平成 26 年度における具体的な連結対象は以下のとおりです。



注) ※印の「農業集落排水事業特別会計」及び「公共下水道事業特別会計」については、地方公営企業法の財務規定等の適用に向けた作業に着手しており、平成 31 年 4 月に公営企業へ移行する予定です。よって、平成 26 年度については連結の範囲から外しております。

3) 普通会計と連結との主な相違点

① 資金収支計算書の資金の範囲

資金収支計算書の資金の範囲について、普通会計では「歳計現金」のみが資金の範囲に含まれますが、連結ではその範囲が広がり「財政調整基金」および「減債基金」も資金の範囲に含まれます。

② 投資及び出資金

貸借対照表の投資及び出資金について、普通会計では上水道事業会計等への出資も含めて計上されますが、連結では上水道事業会計等への出資は連結内での資金の移動と考え、これらへの出資は控除された結果で計上されます。

4) 連結財務書類 分析 (年度間の比較)

① 住民一人当たり指標

(単位：万円)

	平成26年度	平成25年度	差
1 総資産	244	280	△ 36
2 有形固定資産	192	228	△ 36
3 負債総額	42	53	△ 11
4 地方債	31	43	△ 12

② 性質別行政コスト 構成比

(単位：%)

	平成26年度	平成25年度	差
1 人にかかるコスト	11.8	12.0	△ 0.2
2 物にかかるコスト	26.3	27.4	△ 1.1
3 移転支的コスト	60.2	58.0	2.2
4 その他のコスト	1.7	2.6	△ 0.9

③ 目的別行政コスト 構成比

(単位：%)

	平成26年度	平成25年度	差
1 生活インフラ・国土保全	5.4	7.2	△ 1.8
2 教育	10.9	13.0	△ 2.1
3 福祉	59.4	55.1	4.3
4 環境衛生	8.8	8.7	0.1
5 産業振興	1.2	1.2	0.0
6 消防	5.2	4.7	0.5
7 総務	7.6	7.5	0.1
8 議会	0.8	0.9	△ 0.1
9 その他	0.7	1.7	△ 1.0

④ 比率分析

	平成26年度	平成25年度	差
1 歳入額対資産比率	2.5 年分	2.6 年分	△ 0.1 年分
2 純資産比率	81.0 %	80.9 %	0.1 %
3 行政コスト対公共資産比率	34.3 %	29.5 %	4.8 %
4 行政コスト対税収等比率	102.9 %	104.8 %	△ 1.9 %
5 受益者負担比率	32.8 %	34.6 %	△ 1.8 %

5) 連結財務書類 分析 (普通会計との比較)

① 住民一人当たり指標

(単位：万円)

	連 結	普通会計	差
1 総資産	244	214	30
2 有形固定資産	192	173	19
3 負債総額	42	37	5
4 地方債	31	30	1

② 性質別行政コスト 構成比

(単位：%)

	連 結	普通会計	差
1 人にかかるコスト	11.8	18.3	△ 6.5
2 物にかかるコスト	26.3	39.4	△ 13.1
3 移転支出的なコスト	60.2	41.0	19.2
4 その他のコスト	1.7	1.3	0.4

③ 目的別行政コスト 構成比

(単位：%)

	連 結	普通会計	差
1 生活インフラ・国土保全	5.4	12.7	△ 7.3
2 教育	10.9	21.4	△ 10.5
3 福祉	59.4	31.7	27.7
4 環境衛生	8.8	7.2	1.6
5 産業振興	1.2	2.7	△ 1.5
6 消防	5.2	6.8	△ 1.6
7 総務	7.6	14.6	△ 7.0
8 議会	0.8	1.6	△ 0.8
9 その他	0.7	1.3	△ 0.6

④ 比率分析

	連 結	普通会計	差
1 歳入額対資産比率	2.5 年分	5.8 年分	△ 3.3 年分
2 純資産比率	81.0 %	82.2 %	△ 1.2 %
3 行政コスト対公共資産比率	34.3 %	19.4 %	14.9 %
4 行政コスト対税収等比率	102.9 %	106.8 %	△ 3.9 %
5 受益者負担比率	32.8 %	2.6 %	30.2 %

7 総括

1) 総合的所見

現状の公会計制度に関し坂祝町では総務省方式改定モデルを採用して、有形固定資産の評価の精緻化を行うなど順調に整備を進めてきております。

平成26年4月に総務省より「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」が公表され、全国の地方自治体が平成29年度から統一的な基準により財務書類を作成することになりました。また、これと並行して、下水道事業の地方公営企業法適用についても要請されているところです。

坂祝町においても、公会計の統一的な基準への対応、下水道事業の地方公営企業法適用への対応を速やかに進めていく必要があります。さらに、統一的な基準による会計情報の活用基本計画を作成し、活用を着実に進めていく必要があります。

総務省方式改訂モデルと同様に、統一的な基準においても、売却可能資産や長期延滞債権の管理は重要な項目であり、下記の2)以下の事項について、今後も留意しながら制度の整備定着を図っていく必要があります。

2) 売却可能資産

貸借対照表に計上される売却可能資産は、行政サービスの提供に使用されていない資産であり、本来は売却を進め、それにより生み出された財源をより良い行政サービスの提供に使用すべきものです。

坂祝町における売却可能資産の過去3年間の推移は下記の表のとおりであり、貸借対照表計上額は減少していますが、評価差額を補正した金額に変動はなく、売却可能資産の処理が進んでいない状況です。

したがって、本来有効活用されるべき財源が遊休状態になっています。今後は、計画的に売却等の処理を進め、その残高の推移を管理していく必要があります。

売却可能資産の推移

(単位:円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
売却可能資産 (BS 計上)	51,305,517	51,305,517	39,128,276
評価差額	—	—	△12,177,241
評価差額 累計	△836,914	△836,914	△13,014,155
売却可能資産 (補正後)	52,142,431	52,142,431	52,142,431

3) 長期延滞債権、未収金、回収不能見込額

貸借対照表に計上されている長期延滞債権や未収金は、その回収期限までに回収ができていない債権であり、また、回収不能見込額は長期延滞債権および未収金のうち将来回収不能となることを見込まれる金額です。特に、長期延滞債権は長期間にわたり回収が滞っているもので、財源の確保や納税者等の公平性の観点から問題があります。

坂祝町における長期延滞債権等の過去 3 年間の推移は下記の表のとおりであり、貸借対照表計上額が大幅に減少しているように見えますが、その減少要因として不納欠損処理を行った金額が大きなウェイトを占めている状況です。

本来適切に回収され、行政サービスの提供に有効活用されるべき財源が滞留している状態になっています。したがって、公平性の観点から今後も適切に債権の回収を進め、滞納の解消を進めていく必要があります。

また、一方で債権管理の効率性の観点からは回収が本当に不可能な債権については適時に債務免除などの処理を行うなど、債権管理の効率化も進めなければなりません。

この公平性、効率性のバランスをとる手段の一つとして、先進的な自治体では債権管理条例の制定が進められています。坂祝町においても、債権管理条例の制定を検討してはいかがでしょうか。

長期延滞債権等の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
長期延滞債権	111,432	81,156	77,525
未収金 町税	21,866	19,430	15,676
未収金 その他	763	298	348
未収債権合計	134,061	100,884	93,549
(参考) 不納欠損額	△10	△13,112	△2,722
(参考) 回収不能見込額計	△11,487	△7,081	△4,839

平成 27 年 11 月

名古屋市昭和区御器所三丁目 8 番 15 号
クレストステージ御器所 6B

公認会計士 中澤政直